

佐賀県告示第 619 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

平成 28 年 12 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 メチル = 2 [ 1 (シクロヘキシルメチル) 1 H イン  
ドール 3 カルボキサミド ] 3 メチルブタノア - ト (通称名 : AMB-  
CHMICA、MMB-CHMICA) 及びその塩類

(2) 化学名 2 ( 4 エトキシ 3 , 5 ジメトキシフェニル ) エタン  
アミン (通称名 : Escaline) 及びその塩類

(3) 化学名 N ( 1 フェネチルピペリジン 4 イル ) N フェニ  
ルフラン 2 カルボキサミド (通称名 : Furanylfentanyl、Fu-F) 及び  
その塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため